

○ 総務省令第 号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

	改	正	後
--	---	---	---

(兼業)

改  
正  
後改  
正  
前

第十八条の三 国家機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人、地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事することについては、総務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認められる場合は、法第六十三条第二項ただし書の規定により、これを承認することができない。

一 郵便認証司の職務の適正な遂行を妨げる特別な利害関係が生じないこと。

二 郵便認証司の職務の遂行に支障が生じないこと。

三 郵便認証司の信用又は品位を害するものでないこと。

2 前項の規定にかかるわらず、会社が次項の兼業状況報告書を提出した場合において、当該報告書に記載されている郵便認証司については、当該郵便認証司が会社に非常勤の消防団員の職に就く旨の意思を表示した日に法第六十三条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

3 会社は、毎月月末の非常勤の消防団員の職に就いている郵便認証司の状況について、別記様式第三の二による報告書を作成し、総務大臣に提出しなければならない。

別記様式第三の二（第十八条の三関係）

#### 郵便認証司兼業報告書

年 月 日現在

郵便認証司番号	ふりがな	所属する消防団名	会社に消防団員の職に就く旨の意思を表示した日

〔新設〕

〔新設〕

二 郵便認証司の職務の適正な遂行を妨げる特別な利害関係が生じないこと。

三 郵便認証司の信用又は品位を害するものでないこと。

第十八条の三 国家機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人、地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事することについては、総務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認められる場合は、法第六十三条第二項ただし書の規定により、これを承認することができない。

一 郵便認証司の職務の適正な遂行を妨げる特別な利害関係が生じないこと。

二 郵便認証司の職務の遂行に支障が生じないこと。

三 郵便認証司の信用又は品位を害するものでないこと。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前に消防団員の職に就いた郵便認証司については、なお従前の例による。